

沖繩県議会議史 第十六卷 資料編13 群島議會IV

目次

口 絵	
発刊のことば	沖繩県議會議長 友寄 信助
凡 例	五
解 題	新 崎 盛 暉 七
会議録摘要目次	一
第一回北部南西諸島民政議公会會議録	一
第二回北部南西諸島民政議公会會議録	六
北部南西諸島民政議會	六
民政議會	三
琉球臨時中央政府立法院	一五一
琉球臨時中央政府立法院本會議事録	一五一
琉球臨時中央政府立法院委員會議事録	四八六
琉球臨時中央政府立法院全員協議會議事録	五六八

(参考資料)

参議公選に関する懇談会(速記録)	六五一
琉球法令集(立法条例)抄	
資料	
沖繩諮詢委員会記録関係	
仮沖繩人諮詢会設立と軍政府方針に関する声明	七〇九
沖繩諮詢委員会議事概要	七一二
沖繩議會記録関係	
第一回～第二十六回沖繩議會議事概要	七三七
沖繩民政議會記録関係	
第一回～第四回沖繩民政議會議事概要	七八三
議員名簿	七九三
北部南西諸島民政議會議員	
琉球臨時中央政府立法院參議	
あとがき	七九九
編さん委員等名簿	八〇一

凡例

一 本巻は、沖縄県議会史第十六巻資料編13「群島議会Ⅳ」とする。

二 本巻には、第一回北部南西諸島民政議学会会議録及び第二回北部南西諸島民政議学会会議録、琉球臨時中央政府立法院本会議議事録、同委員会議事録及び同全員協議會議事録を収録した。

また、参考資料として參議公選に関する懇談会速記録及び琉球法令集抄録を琉球臨時中央政府立法院記録の後に掲載した。

さらに、昭和二十年八月から昭和二十一年四月までの沖縄諮詢委員會議事概要、第一回沖縄議會から第二十六回沖縄議會までの沖縄議會會議事概要、第一回沖縄民政議會から第四回沖縄民政議會までの沖縄民政議會會議事概要並びに北部南西諸島民政議會議員及び琉球臨時中央政府立法院參議の名簿を資料として掲載した。

なお、法制改定委員会記録及び奄美群島議学会會議録並びに沖縄議會及び沖縄民政議学会會議録は、その所在を確認できず収録できなかった。

三 本巻に収録した第一回北部南西諸島民政議学会會議録及び第二回北部南西諸島民政議学会會議録は、鹿児島県立図書館奄美分館所蔵の原本を用い、琉球臨時中央政府立法院議事録は、沖縄県議会図書室所蔵の原本を用いた。

また、沖縄諮詢委員會議事概要は沖縄県公文書館所蔵の沖縄諮詢学会會議録から、沖縄議會會議事概要及び沖縄民政議會議事概要は琉球政府文教局発行の『琉球史料』からそれぞれ抄録したものである。

四 『琉球法令集（布告、布令編）』（琉球政府立法院事務局法制課）、臨時北部南西諸島政庁公報、奄美群島政府公報、『中央政府に関する詳細なる計画・參考資料綴』（臨時琉球諮詢委員会）その他多くの關係資料を参照し、會議録の正確な表記に努めた。

五 収録した會議録原本には、記録者によって記録様式及び用語の不統一、句読点の欠落、誤字及び脱字など表記の不統一箇所が数多く見受けられた。また、會議録原本の破損による欠落箇所も多数あり、布告、布令、条例及び公報等參考資料と照合したところ、表記の不統一箇所が随所に見られることから、編集に当たっては、次の方法を採った。

(一) 會議録原本の破損による欠落箇所については、その部分

を□で示した。また、字数の不明な箇所は、二文字の□で、行数の不明な箇所は、一行の□で示した。ただし、参考資料や文の前後関係から確定できる字句は、それを補った。補足した字句には、右傍にルビ活字の小さい中黒でもって表示した。

(二) 会議録本文は、紙幅の関係から四段組み縦書きとした。このことから算用数字は単位数字を用いず漢数字に変えるとともに、原本の体裁を一部修正したものがある。

(三) 予算等の数字には、誤りもあるが原本のままとした。ただし、単純な誤記による誤りと推知することができ、かつ、その数字を確定することができる場合には、それを訂正した。また、その数字を確定することが不可能な場合は、傍に(ママ)を付した。

(四) 会議録中の議長、議員、参与等発言者の氏名等の配置及び発言文の改行については、すべて二字目から配置する体裁に統一した。また、記録者による情景描写についても()書きで統一した。

六 用字用語については、次のような点に考慮を払った。

(一) 漢字は、氏名等の固有名詞を除いて常用漢字に改め、常用漢字表にないものは原文のままとしたが、別字体及び俗字等の異字体はできるだけ本字に書き改めた。

(二) 句読点が不統一で欠落している箇所及び句読点の区別のない箇所については、句点は適宜補い、読点は原則として原文のままとしたが、最小限度に必要と思料される箇所にはこれを補った。

(三) 旧仮名遣いは、できるだけ原文のままとしたが、旧仮名遣いと現代仮名遣いが混用されている箇所等については、適宜現代仮名遣いに改めた。

(四) 送り仮名については、記録者によって相違し、また同一人でも異同があるが、原則として原文のままとしたが、著しい混用箇所は適宜書き改めた。

(五) 拗音及び促音については、条例及び文書は大きく表記し、それ以外の箇所については、統一して右下に小さく表記した。

(六) 誤りと判断できる字句または意味不明なものには(ママ)、前後関係から推定し得るものには(〇〇カ)を付した。ただし、単純な誤記と推知できる字句はそれを改めた。

(七) 繰り返し記号の「々」、「々々」及び「く」は原文のままとし、「、」は仮名を繰り返した。

(八) 脱字、当て字、造語もしくは誤字に類するものもあるが、容易に判断できるか又は意味が十分に理解できるものについてはそのままとした。

(例) ビー券、天手古舞

解題

一

第十三卷（群馬議會Ⅰ）および第十四卷（群馬議會Ⅱ）は、沖縄群馬議會の會議録を収録していた。第十五卷（群馬議會Ⅲ）は、宮古と八重山における群馬議會成立以前の各議會を含めた會議録を収録している。本卷（第十六卷）に収録されている資料は、三つに大別される。第一は、奄美民政議會の會議録である。第二は、琉球臨時中央政府立法院の會議録である。第三は、沖縄諮詢會、沖縄議會、沖縄民政議會の議事概要等關係資料である。したがって本卷は、「群馬議會Ⅳ」とされてはいるものの、直接群馬議會に関する資料は含まれていない。群馬議會成立以前の議會關係資料や、群馬議會と同時並行的に存在した立法機關の會議録が収録されている。いわば、本卷は、前三卷の補遺的位置を占めているといえるかもしれない。そしてこの四卷で、琉球政府立法院発足以前の議會關係基本資料のうち、現在までに発掘、入手しえたものがそろうということになる。「群馬議會Ⅰ」～「群馬議會Ⅳ」のこうした關係を明らかにしたうえで、まず、奄美諸島の戦後史を概観することから始めた。

二

奄美諸島は、文化的には、沖縄諸島と多くの共通性を持ち、かつては、琉球王国の版図の一部であったが、一六〇九年の島津の琉球侵略の結果、薩摩の直轄植民地として割き取られることになった。明治維新以後は、行政的には、鹿児島県大島郡として位置づけられている。

沖縄諸島を占領した米軍は、一九四五年十一月二十六日付の「米國海軍政府布告第一のA号」を追加告示し、軍政の範圍は北緯三〇度以南の島じまに拡大されていたが、奄美諸島が軍政下に入るのには、一九四六年一月二十九日付のGHQ覚書によって、北緯三〇度以南の島じまを、連合國の占領下から切り離すことが宣言された二月二日からである。

米軍が占領政策の上で、北緯三〇度以南を日本から分断した最大の根拠は、おそらく北緯三〇度までが、沖縄守備軍（第三二軍）の管轄地域であったことにあるのだろう。それは、アメリカが、朝鮮半島を南下するソ連軍に北緯三八度線まで停止することを要求した最大の根拠が、三八度線までが在満州日本軍（関東軍）の管轄地域であったこと、また、ヤルタ協定に基づいて千島列島へ進駐したソ連軍が、日本の千島守備軍の管轄地域であった北海道の属島、齒舞・色丹までを支配下に置いたこと、なども共通するものと思われる。

一九四六年一月二十九日、米國海軍軍政長官プライス海軍少

将と副長官のムーレー海兵隊大佐が名瀬を訪れ、池田保吉大島

支庁長に対して、近く鹿児島県より分離し、米國海軍の軍政下に置くことを通告して帰ったという。それから五日めの二月二日、日本の領域を指定するGHQ発表が行われる。三月十三日、ポール・F・ライリー少佐以下十九名の軍政府スタッフが名瀬に上陸し、奄美諸島は、沖縄、宮古、八重山など旧沖縄県の諸地域とともに、正式に米軍の軍政下に置かれることになった。

三月二十日、軍政府は、日本本土に籍を有する官吏を本土に送還する方針を明らかにし、池田支庁長を解任して、豊島至を支庁長に任命した。奄美諸島では、鹿児島県からの分離を通告された段階で、町村長会議を開き、軍政府との連絡機関として全大島連絡委員会を設置していた（五月三十一日解散）が、豊島至は、連絡委員会の幹事であった。こうして大島支庁も、宮古支庁や八重山支庁と同じく、本庁なき支庁として、米軍政下の行政機関として位置づけられることになる。

軍政施行後約半年たった十月三日、大島支庁は、臨時北部南西諸島支庁と名称を変更し、支庁長は、知事とよばれることになる。臨時北部南西諸島支庁は、Provisional Government of Northern Ryukyu Islands の訳語である。北部琉球と訳すべきところを、あえて北部南西諸島と訳しているところに、奄美の人たちの復帰願望の強さと琉球に埋没することへの違和感が示されていた。したがって奄美では、北部琉球米軍政府も、

北部南西諸島米軍政府と訳されている。

豊島至知事は、一九四七年九月二十日、出張先の沖永良部島で急死し、後任に副知事の中江實孝が任命された。中江知事は、公選の群島知事にも当選し、群島政府解消まで継続して知事の職にあった。

さて、この時期の奄美諸島の政治・行政機構上の特色の一つは、沖縄議会、宮古郡会（議会）、八重山郡会（議会）に相当する名称の機関が存在しなかったことである。すでに第十五巻の解題でも述べたように、この時期は、議会といっても、住民から直接選挙で選ばれた議員による議決・立法機関ではなく、市町村推薦等の段階を踏むにせよ踏まないにせよ、米軍政府や支庁長等が任命した議員による諮問機関にすぎない。そしてそうした意味の諮問機関は、奄美では、法制改訂委員会とか、経済（復興）委員会等の専門分野別委員会として存在する。沖縄、宮古、八重山に存在した議会という名の包括的諮問機関に対応するものが、奄美では、専門分野別の委員会という名の諮問機関であるといえよう。

ただ、軍事占領の延長線上に軍政の継続を迎えた沖縄や、沖縄県の一部として軍政下に入った宮古、八重山が、軍政府からこれら諸機関を与えられた側面が強かったのに対し、戦後、改めて日本から切り離された奄美では、事情は若干違っていた（この点について詳しくは、拙稿「奄美・沖縄・琉球弧―現代

史からの視角―『新沖繩文学四一号』一九七九年五月・もしくは『沖繩同時代史第二巻 琉球弧の視点から』一九九二年参照。

法制改訂委員会の副委員長で、後に琉球政府立法院議員にもなった中村安太郎は、次のように書いている。

「住民にとって、戦後の新しい生活と社会を改新するために障害となったのは、旧法制がそのまま残されていることであつた。

市町村長や議会議員の選挙は軍政府の命令で施行されてはいたが、それは一時的便法によるものであつて、選挙法は、新しい法律として施行されていなかった。教育基本法その他の関連法もなまに、教職員は道に迷い、農地法も農業関連法も、労働関連法もなまに、農民も労働者も方向を失っている現状であつた。……

日本の新法令を奄美大島でも早く実施せよという要望は、澎湃として起こり、たちまち全郡民の世論となった」（中村安太郎『祖国への道』 図書出版文理閣 一九八四年）。

ここには、同じ時期の沖繩とは、異なる状況があつた。

たとえば、『うるま新報』などは、中央政界の動向を伝える東京発の断片的なニュースは載せているが、日本国憲法の公布（一九四六年十一月三日）や施行（一九四七年五月三日）には、ほとんど何の関心も示していない。

これに対して、中村安太郎を主筆とする『奄美タイムス』は、四六年十一月六日付けの社説で、新憲法の意義と限界について、詳細に論じている（前掲拙稿参照）。当時の奄美では、戦後日本の民主化をモデルにして奄美の民主化を考えようとする動向が、一定程度存在したのは確かだろう。こうした動向を受けて豊島知事が「法制改訂委員会規程案」をまとめて軍政府に提出し、軍政府の認可を得て、「日本の古い法律で、人民を圧迫している法の撤廃並びに必要と認められる法の改廃を軍政府に進言すること」を目的とする軍政官直属の諮問機関として、一九四七年六月、法制改訂委員会が発足した。

法制改訂委員は、知事任命委員五名、市町村選出委員二十一名で、市町村選出委員はほとんどが町村長、町村議会議員、元校長などであつたが、名瀬市は「奄美タイムス」主筆で、大島中学専攻科講師でもあつた中村安太郎を選出した。法制改訂委員会は、互選で住用村村長浜崎要範を委員長に、中村安太郎を副委員長に選んだ。

法制改訂委員会の任務は、日本の新法令を奄美にも適用することにあつたが、保守的な立場の委員が多く、農地法や労働法の適用は「奄美を共産化するものである」とする抵抗も強く、軍政府に睨まれた中村安太郎が、布告違反で逮捕・投獄されるなどの事件も重なって、十分な活動をすることはできなかった。法制改訂委員会については、民政議会議事録でもしばしば言及

されており、一九五〇年十月の奄美群島議会発足まで存続する。また、一九四八年八月、従来からあった知事の諮問機関である経済関係の諸委員会を整理・統合して、経済復興委員会が新設された。この委員会は、各市町村から二名ずつ推薦された四十二名の委員と知事任命の学識経験者十名から構成される知事の諮問機関であった。

一九四九年一月沖縄で配給食糧の大幅値上げ問題がおこり、沖縄議会の総辞職決議にまで発展したことがあるが、奄美でも、四月になって、軍政府が突然配給食糧三倍値上げを指示し、こども経済復興委員会が総辞職するという動きが出ている。沖縄では約一月で一応の解決を見たこの問題が奄美では、翌年一月まで尾を引き、食糧値上げ反対の運動が、いわば島ぐるみ闘争の様相を呈し、やがて、復帰運動の表面化へと発展していく。こうしたなかで、奄美、沖縄、宮古、八重山いずれにおいても、公選議員による立法機関の設置が強く要望されるようになるが、軍政府は逆に、沖縄、宮古、八重山の議会を解散させ、諮問機関としての性格をより強めた民政議会を設置した。まず、軍政府は、琉球列島米国軍政本部指令第二〇号（一九四九年十月十九日）で、沖縄議회를解散し、沖縄民政議会を設置することを命じた。ついで、四九年十二月二十一日、琉球列島軍政本部布令第二号で、さきの指令第二〇号を廃止し、沖縄群島、宮古、八重山及び北部琉球の各民政府地区に、それぞれ独立した

民政議会を設置することを命じた。民政議会の役割は、「軍政府の行政運営にあたって民政府知事に対し進言し補佐し住民の要望を代表者を通じて軍政長官に上達する」ことにあった。

奄美では、全域を七つの小区域と、より広域の三つの中区域に分け、それぞれの地区から各一名の議員を軍政官の事前承認を得た知事が任命して、十名の任命議員で構成される奄美民政議会が、五〇年一月、設置された。民政議会の議長は知事がなることに布令で定められていた。民政議員の任期は二年とされていたが、五〇年十一月には、群島議会が発足し、一年足らずで、民政議会は消滅した。

三

ここに収録されている奄美民政議会議事録は、一九五〇年一月二十六日～二十八日まで三日間開かれた第一回民政議会と、三月二十二日～二十八日まで五日にわたって開かれた第二回民政議会の議事録である。わずかな量といえはいえるが、そこからでも、まだ混沌としていた当時の奄美の社会的状況等を垣間見ることができる。

まず、冒頭の知事の挨拶から、民政議会発足にいたる経緯を、ある程度うかがうことができる。知事によれば、軍政府は、すでに四八年六月には、琉球四地区の民政府に対して議会法や選挙法の立案を命じていた。これは公選知事や議會議員選挙の実

施を期待・予測する『うるま新報』などの記事とも符合している。その意味では、任命議員によつて構成される民政議会の過渡的性格は、軍政府の試行錯誤や自治付与へのためらいを示しており、そこには、食糧値上げ問題に対する「議会」や民衆の動向も当然反映していただろう。

臨時琉球諮詢委員会の委員推薦も、米軍政府の指令によつて、第一回民政議会の緊急議題とされている。また、布令によつて知事の諮問機関に限定されている議会も、運用如何では、議決機関として運営することもでき、自分はそうしたいという知事の意向も述べられている。

民政議会が、食糧値上げ問題も一応決着した時点で発足しているためか、ここでは政治的議論はほとんどなく、実務的議論が主になっている。しかしそれゆえにかえつて、当時の社会の状況が、民政府（臨時北部南西諸島政庁）各部の主管業務概況説明やそれをめぐる質疑を通して浮き彫りにされている。

民政府（政庁）は、正副知事の下に、翻訳局、総務部、財務部、衛生部、文教部、農務部、經濟部、公安部、通信部、工務部、補給部、司法部の一局十一部から構成されている。

総務部からは、まず、警察や学校まで含む政庁職員（公務員）二六〇六名の人件費が、經常費予算の五〇%を占めているにもかかわらず、一人平均八百円ベースでは、内職や売り食いをしなければ生活が維持できない状況にあること、日本政府の管轄

下にあったときには、市町村財政の約五〇%は国の財政補給金に依存していたが、日本からの分離後政庁からの補給金はわずか二%にとどまつていること、生活保護対象者約七千人に対しても、「餓死する者をまず生き永らえさせるといふ程度の援護」しかできないこと、などがる述べられている。

四万人をこえる引揚者を抱え、一挙に人口が二三万をこえるようになった奄美の状況は、当時の宮古の状況とかなり類似していたといえそうである。解決策はここでも、移民と、基地関係事業が計画されているらしい沖繩への労働者「供出」だが、窮乏化した人びとの沖繩への流出がさまざまな問題をおこしているらしいことも、議会の論議のなかからうかがえる。

財務部の説明からは、税収等一般財源に依存する經常費予算、放出版物や海運・陸運関係、郵便年金等を扱う特別会計予算、軍政府に依拠する復興予算という三本柱からなる財政運営の仕組みを知ることができる。いちばん苦しいのは經常費予算で、当初見積もり九五〇〇万円を五四四六万円に減額し、さらに四二二三万円に圧縮せざるをえなくなつたなどという財政事情は、今日からは想像もできない。第二回議会で、議題となる「酒税に関する件」も、結局は、新しい財源確保が第一義的的といえるだろう。

復興予算については、従来は公共営造物の復興のみであつたのが、五一年度から対象が拡大されたとして、二〇項目以上が

列挙されている。戦災公共营造物復旧費二億一六五三万、戦災都市復興費四九八五万に次いで、登記簿復旧費四〇〇万円という項目があげられていたり、公安取締復興費、税務署戦災図書復旧費、成人教育復興費などの項目があるのも、当時の状況を物語っていると見える。水産試験場や製氷工場など、産業施設の復興費配分が低いようにみえるのは、軍政府の政策を反映しているのだろうか、それとも政庁側の姿勢の反映だろうか。

復興費の配分は、琉球軍政本部の予算審議会で決定されるらしく、論議の中では、沖縄偏重に対する不満が散見される。

産業振興という点に関しては、綿、黒糖、ユリ、茶などの特産品の売値が安すぎるといふ問題がある。これは、B円の換算率にかかわるが、特産品を高く売ろうとすれば、輸入食糧品の値段もあがるといふ矛盾に突き当たる。

衛生部関連では、ハブの害や風土病、住民の衛生思想、戦後増加の一端をたどる結核など、多くの問題があるが、機械が破壊されたままでレントゲン検査もできないという状況は深刻である。農務部長の報告に、搬入された種イモ（ジャガイモ）が、購入資金のない農民の手に入らず、金を持っていく者がそれを食糧にしているという話が出てくる。質疑の中には、タバコ、ビール、リングなどの奢侈品は奄美大島の経済が立ち直るまでは販売を禁止すべきではないか、という意見があり、知事も同感を示している。こうした話は、奄美に限らず、戦後の一時期

は珍しくない社会現象であった。だが、そうした状況が一九五〇年まで続いていたというのは、やはり、この地域が直面していた深刻な状況を物語っていると見えよう。

こうした視点から読みすすめてみると、わずか二回の議会事録にも、貴重で豊富な内容が含まれていることがわかる。

四

次に、琉球臨時中央政府立法院についてみておこう。

すでに前巻（第十五巻）の解題でも指摘しておいたが、対日平和条約締結の頃までの米軍政は、前後二つの時期に分けることができる。前期は、米軍政府が、その実態通り軍政府（軍政本部、軍政官府）と名のついていた時期である。この時期、住民側の補助的行政機関の長（支庁長あるいは知事）は、米軍による任命であった。また、それぞれの行政機関に付随する議会が置かれていた（奄美の場合は民政議会設置までは法制改訂委員会などの委員会がこれに代わる役割を果たしていた）が、この議会（委員会）も、直接住民から選挙で選ばれたわけではなかった。

後期は、米軍側の支配組織が、その実態は軍政府であるにもかかわらず、民政府と改称された時期である。これは、アメリカ（国家安全保障会議）が、軍部の方針を追認して、他の連合国、あるいは敗戦国日本の意向にかかわりなく、沖縄を日本が

ら分離し、半永久的、排他的に支配するという対日講和の方針を確認した時期である。したがって、戦争の継続状態としての「軍政」では都合が悪くなり、名称だけでも「民政」に変えざるをえなくなったのである。

この「民政」時代に対応する住民側の組織が、群島政府であり、群島議会である。群島知事が公選制であり、議会もまた直接住民の選挙で選ばれた議員によって構成されていたという点で、群島政府および群島議会は、それに先行する諸機関とは明らかに異なる。奄美、沖縄、宮古、八重山の四群島に置かれた群島政府および群島議会を、米国は、対日講和成立後をにらんだ長期的自治組織として考えていたと思われるが、同時に、全琉統一政府の設立も念頭においていた。

一九五〇年一月三日、琉球列島米国軍政本部は、布令第一号によって、「琉球列島四民政府の全体的利害に係る問題に關し軍政府の本委員会に付託する事項（琉球列島の住民に一部自治を許容する問題を含む）を研究討議しこれを軍政府に進言」させるために臨時琉球諮詢委員会（Interim Ryukyus Advisory Council）を設置した。委員会の「経費は各民政府においてその代表委員数に応じてこれを負担する」ことになっていた。次いで、一九五〇年六月十三日、「臨時琉球諮詢委員会の全般的機構及び機能を明らかにする」指令第五号が出され、六月十五日、委員会は正式に発足した。

臨時琉球諮詢委員会の委員には、各民政府知事が議会の賛同を得て推薦した、沖縄六、奄美三、宮古、八重山各一の委員が、軍政長官によって任命された。一九五〇年六月十五日から九月三十日まででは非常勤委員制で、十月一日から五年三月三十一日まででは専任委員制であったという。委員長は沖縄民政府官房長の比嘉秀平、副委員長は沖縄民政府情報課長の富名腰尚武であった。

米軍政府は、この臨時琉球諮詢委員会に諮った上で、一九五〇年七月十日、軍政府布告第一九号「各群島知事及び群島議会議員選挙法」を公布している。群島知事や群島議会の権限は、八月四日公布の軍政府布令第二二号「群島政府組織法」に定められている。

「各群島知事及び群島議会議員選挙法」は次のように書いている。

「知事及び群島議会議員の総選挙は各地とも四年に一回行う。奄美大島に於いては知事の選挙は選挙の年の十月の第三日曜日、議会議員の選挙は其の第四日曜日に行う。沖縄群島、宮古、八重山に於いては知事の選挙は九月の第三日曜日、議会議員の選挙は九月の第四日曜日に行う」（第十三巻解題参照）

この規定に基づいて、各地で群島知事と議会議員選挙が行われた。この規定からみても、群島政府の長期的存続が想定されている。

さて、臨時琉球諮詢委員会は、一九五一年四月一日、米民政府布告第三号『臨時中央政府の設立』によって、琉球臨時中央政府 (Provisional Central Government of Ryukyu Islands) に発展解消することになった。

臨時琉球諮詢委員会の解散に際して、比嘉秀平委員長は次のように挨拶したという。

「実際の活動を開始した去年の六月から今月までの間に、本委員会は、民政副長官（この間に、琉球列島米國軍政本部は、琉球列島米國民政府に、軍政長官は、民政副長官になっている）の唯一の諮詢機関として十一の諮詢事項及び二の諮問に對し答申を行つたが、これらの事項は、『中央政府の詳細なる計画』を始とし、いずれも全琉球住民の福祉に重大なる關係ある物のみで、その内容を發表する自由を持ち得なかつたのは遺憾であるが、本委員会としては、一には民政副長官に対する責務の面から、一には全琉球住民に対する誠実義務の面から、眞摯懸命の努力を傾け、太過なからんことを期して来た。」（『琉球史料第一集』琉球政府文教局 一九五六年）

つまり、琉球列島軍政本部指令第五号は、臨時琉球諮詢委員会が「議事録を作成し議事終結毎にその写し一部を軍政長官に提出しなければならぬ」と義務づけていたが、その内容を公表することはできなかったのである。（但し現在では、軍政府諮詢事項第四号『中央政府に関する詳細な計画』への臨時琉球

諮詢委員会の答申は、嘉陽安春がその著書『沖繩民政府』久米書房一九八六年、に収録しているので、見ることが出来る。）

さて、琉球臨時中央政府は、立法、司法、行政の三機関を備えた組織として発足した。

行政府の長である行政主席は、臨時琉球諮詢委員会委員長であつた比嘉秀平が、行政副主席には、奄美出身の委員泉有平が、それぞれ米民政副長官によつて任命された。立法院は、参議として、残りの臨時琉球諮詢委員会委員が、民政副長官によつて任命された。参議は、富名腰尚武、城間盛善、嘉陽安春、松田賀哲、金城金保（以上沖繩）、叶義盛、田畑守雄（以上奄美）嵩原重夫（宮古）、大瀨國浩（八重山）の九名で、立法院議長は行政副主席（泉有平）が兼ねることになっていた。

米民政府布告第三号第三条は、「立法院は、一般租税、関税、分担金、消費税の賦課徴収及び群島その他琉球列島内の行政団體に対する補助金交付を含む臨時中央政府の権限を行使するに必要適切なすべての法規の制定権を有する」とし、第四条は「副主席は立法院の議長となる」としていた。

しかし実際には、五一年七月初めから十月末まで、主席が渡米して不在になつたため、副主席が主席の代理を務めることになり、その間は松田賀哲が仮議長を務めていたし、九月から十二月には、嘉陽安春が國民指導員として渡米しているため、参議は八名になっている。また、かなり早い時期に、金城金保は

吉元榮光に、叶義盛は麟清二に、高原重夫は與儀達敏に交替している。

琉球臨時中央政府の司法権は、琉球上訴裁判所、巡回裁判所、治安裁判所に属し、上訴裁判所の判事は民政副長官が任命するものとし、首席判事に富山重剛、判事に富山嘉本、松島朝水、仲松恵爽、森敬道が任命された。巡回裁判所および治安裁判所の判事は、民政副長官の事前の承認を得て、群島知事がこれを任命することになっていた。琉球臨時中央政府設立のころまでは、米軍は長期的支配のための住民側政府として、全琉的中央政府と群島政府を組み合わせた連邦制をイメージしていたと考えられる。

五

琉球臨時中央政府立法院は、一九五一年四月二日（月曜日）から、五二年一月二十二日（火曜日）まで、約百日にわたって本会議を開いている。そのほかに、常任委員会（専門委員会）や全員協議会、さらには、政党や新聞関係者との懇談会等も行っている。いくつかの常任（専門）委員を兼ねなければならず、常任（専門）委員会も、三つから六つの間を変動している。

琉球臨時中央政府立法院の主な仕事は、中央政府の組織・機構整備のための立法制定と、歳入確保のための税法制定にあつたといえよう。たてまえ上は、三権分立の独立機関だから、行

政主席のメッセージ（立法勧告）を受けて、自主的に立法を發議することになっていたが、実際には行政主席のメッセージは、米民政府の指示・命令であり、そこには、具体的な参考案や草案が付されていることも少なくなかった。そればかりか、米民政府の指示・命令の原文が付されていた場合さえある。

おまけに、一度出されたメッセージ（指示・命令）が撤回されたり、立法作業の途中で大幅に修正されたりもしている。結局、行政府（主席）は、米民政府の方針をメッセージとして立法院に伝達し、立法院は、米民政府の方針を忠実に立法化するというわけである。（なお、法律の制定を意味する「立法」ということばが、米軍支配下の琉球において「法律」と同じ意味で使われるのは、日本の「法律」との混同を避けるためらしい）。その立法作業の過程でも、米民政府との調整という名で、直接間接の干渉が継続される。

議事録に記された次のようなやり取りは、形式と実質の矛盾に対する当事者たちの戸惑いを、具体的に表現している。

「泉（有平議長）ではこの辺で次の日程にうつりたいと思います。主席メッセージ第二号の酒類消費税法を立法しなければならぬ趣旨について……。」

宮里（勝財政局長）趣旨って別に……。

松田（賀哲参議）メッセージが出たわけでしょう。……これを作らねばならないという理由ですよ。

宮里局長 軍も取れ取れとしきりにいうものですか……。

嘉陽（安春参議） ……立法院としては、提出の理由を聞いて参考案をつくり、ある参議が提出しないと案にならないのですからね。

富名腰（尚武参議） ……こういう趣旨の立法をやつてもらいたい。その必要はこうだと会議録にでないと具合が悪いですからね。

大演（國浩参議） ……何ですか。メッセージを送つたでしょう。……

富名腰 そのメッセージの趣旨を聞いて委員会活動にかかるわけですよ。

宮里局長 何しろ税金の使い途がはつきりしないものですか……。

富名腰 実状はそうだろうが、立法院としてはそういわれては困る。

泉 五分間休憩します。」

休憩の間に形を整えるための協議がなされたのであろう。再開後、宮里財政局長は、打つて変わったように理路整然と、

「これらはすべて中央政府の財政収入を確保する意味で提案している」、「中央政府が取り立てる税を含む収入はすべて中央政府の財源となる」、「島内産の酒は群馬政府の財源になっているので、輸入されるビールや清酒が対象になる」、「税収もさるこ

とながら、島内産の保護奨励も大きな目的」などと述べて、議論はようやく軌道に乗った。

酒類消費税法案は、財政金融、商工合同委員会を含めて、何回か議論されているが、奄美民政議会での酒税をめぐる論議などとも対比させて読むと、税の原初形態をめぐる論議とでもいふべきものに接することができて、おもしろいかもしれない。

琉球臨時中央政府立法院も、琉球政府立法院も、立法審議の手続きとして、イギリスの議会慣習に発するといわれる読会制をとっている。日本でも、帝国議会時代は、第一読会で概略の議論、第二読会で逐条審議、第三読会で全体の討論と表決という手続きをとっていたが、一九四七年、国会が常任委員会制度をとることによってこれが廃止され、現在は、重要法案の趣旨説明だけが本会議で行われている。琉球がモデルとするアメリカでは、法案提出（第一読会）→委員会審議→第二読会での逐条審議→第三読会で議了という手続きを踏む。現在の日本では比較的馴染みが薄いので、一般読者にはやや分かりにくい制度かもしれない。

琉球臨時中央政府立法院が、中央政府に関する組織や制度について検討しているこの時期は、対日講和会議（五一年九月）を間に挟む時期である。

各群島議会では、帰属問題が論じられたり、日本復帰決議が行われているが、事実上米民政府の諮問機関にすぎない立法院

は、もっぱら実務的論議に集中している。そうした状況のなかで立法院は、四月二十五日付の主席メッセージ第三号「中央政府設立手続きの計画」に関して、主席宛に次のように回答する。「現在琉球の国際的地位が決定される段階に近づきつつあると思われるので、恒久的中央政府設立に関する必要なる計画の樹立については当分の間留保して戴きたい。」

日本復帰のための署名運動等がすすめられているとき、立法院が積極的な意思表示をすることの政治的影響を避けたいという趣旨である。

だが、立法院のこの要請は受け入れられない。アメリカは、他の連合国や沖縄住民の意思にかわりなく、沖縄を支配し続けることを決めており、そのための準備をすすめなければならなかったからである。再三の督促を受けて立法院は、八月十日、各群島知事に各群島の世論をとりまとめてもらった上で議論に入ることにして、約半月の休会に入った。中央政府設立計画というのは、実質的には、公選立法院議員の選挙方法やその役割にあった。中央政府設立にあたっては、琉球の政治形態全般を規定する基本法（いわば憲法にあたる）の制定が必要であり、そのための議会が必要だと考えられていたからであろう。ここに収録されている「参議公選に関する懇談会速記録」（八月二十二日）は、そのことに関する世論聴取の一環として行われたものと思われる。

ところで、各群島政府の意向は、あらかじめ尋ねられるまでもなく、五一年二月五日付の四知事共同意見書によつて示されていた。沖縄、奄美、宮古、八重山四群島政府知事は、五一年一月九日から十六日までの間に三回にわたり、全琉球の問題について協議懇談し、意見が一致した事項について意見書をまとめ、沖縄群島知事から米民政府に伝えられていた。

その意見書のなかで知事たちは、中央政府に関して次のように述べている。

- 1、琉球知事（中央政府の知事）は、暫くの間、中央議会議員による間接選挙とすること。
- 2、中央議会の議員は三十人とし、人口制による中選挙区により選出すること。
- 3、群島政府の権限は、群島組織法第二条に規定するものをそのまま残し、中央政府の権限は、司法事務や群島組織法第三条の規定するものとする。（すでに群島組織法第二条は、群島政府の行政事務を列挙するとともに、第三条で権限外の全琉球の事務を列挙していた）
- 4、税制については所得税、法人税、酒税等は、現状のまま群島政府税とし、中央税は、関税、印紙税、噸税等を採用すること。

しかし、八月の時点になると状況は大きく変化していた。住民の大多数は、恒久的中央政府よりは日本復帰を求め、群島知

事や議会も基本的には大多数の住民の動向に同調していた。他方、米民政府は、住民意思とは関係なく、琉球臨時中央政府立法院等を利用しながら、恒久的支配のための制度や組織づくりを急いでいた。そのなかで、二つの政府はいられないという社会的雰囲気も強まりつつあったかにみえる。

たとえば、八月二十二日の立法院参議と新聞、政党関係者の懇談会のなかで、瀬長亀次郎人民党書記長は、群島政府、議会の積極的解消論を主張する。その根拠は、過重な税負担ということにある。瀬長は、臨時中央政府発足当時の新聞報道では、中央政府の予算は見返資金（米援助）で賄うといいながら新たな消費税等が中央政府を賄うために創出されており、人民はその負担に耐えられなくなっている、というのである。

これに対して、政治的立場はまったく異なる新里銀三共和党幹事長も、「当然解消した方がいいですね。住民の負担が持ちきれませんからね。早く群島政府も議会も解散した方がいい」と完全に同調している。

だが、中央政府の事務や権限を財源に見合うかたちに限定し、群島政府に大きな財源や権限を与えたほうが、住民自治という観点からは望ましい、という考え方も成り立つはずである。民衆の力を背景として、強権的支配に抵抗するという場合にも、そのほうが有効である。公選群島知事や議会の日本復帰運動への同調はそのことを示唆していた。逆に支配者側からすれば、

分権的地方政府より、中央政府のほうがはるかにコントロールしやすい。また群島政府に所得税や法人税などの基礎財源をにぎられたまま中央政府の権限を拡大しようとすれば、アメリカ側の経済的負担が増大する。

しかし当時は、群島知事自身を含めて、こうした発想や認識はほとんど存在しなかった。かくして、五一年十一月五日、ピートラー米民政副長官は、平良辰雄沖縄群島知事に対して（そしておそらく他の三知事に対しても）、群島政府解消と新しい琉球列島中央政府設置を告げる書簡を送るが、そのなかで、「この措置は貴殿、臨時中央政府主席、他の群島知事並びに琉球列島の福祉に関心を寄せた卓越した指導者諸氏の進言の結果として採られたものである」と述べている。

琉球臨時中央政府立法院は、九月二十六日、中央政府立法院議員公選計画案をまとめ、これを主席メッセージ第三号に対する回答とした。人口約三万人に一人、計三十一人の議員を、八つの中選挙区から選出するというこの答申案は、さきの四知事共同意見書や、立法院参議と新聞、政党関係者懇談会の最大公約数をまとめたものといえ、米民政府布令第五七号『琉球政府立法院議員選挙法』（五一年十二月十八日）や同布令第六八号『琉球政府章典』（五二年二月二十九日）にとり入れられている。

琉球臨時中央政府立法院が制定した立法の多くは、琉球臨時中央政府財政局設置法（一九五一年立法第一号）、郵政局設置

法（五一年立法第八号）など、中央政府の機構整備に関するものであったが、これらは、過渡的役割を果たした後、琉球政府立法院が議決した行政事務部局組織法（一九五三年四月一日、立法第九号）附則によって廃止された。

六

すでに述べたように、最後の資料編は、沖繩諮詢会、沖繩議會、沖繩民政議會等、群島議會に先行する諸機関の記録である。時系列的に言えば、これらの資料は、第十三巻に収録されるべきものかもしれない。そして、沖繩戦終結から軍政の開始、仮沖繩諮詢会設立から沖繩諮詢会への移行、沖繩諮詢会から沖繩民政府及び沖繩議會への発展、沖繩議會の解散と沖繩民政議會の発足にいたる経過やそれぞれの特徴については、第十三巻の解題一―三が詳しく述べており、これに付け加えるべきものはほとんどない。

（新崎盛暉）

会議録摘要目次

注1 この摘要目次は、本会議録の主な議事及び議員の発言（質問・質疑等）の要旨を摘記したものである。なお摘記した発言者は、会議録では○印で表記した。

2 質問等に対する知事等の答弁は、省略した。

○第一回民政議会議事録

〔 自 一九五〇年一月二十六日
至 一九五〇年一月二十八日 〕

第一回民政議会議事録

〔 一月二十六日（木曜日） 〕

- 会順
- 出席議員
- 知事（中江賢孝君）（以下氏名省略）民政議会設置及び議長就任のあいさつ……………三
- 軍政官 北部南西諸島民政議会第一回議會開会に当たり
たつてのあいさつ……………四
- 山下平志君 議員代表あいさつ……………四
- 政庁各部署長の自己紹介……………四

○議員の自己紹介……………五

○知事 第二区の村山氏の議員就任辞退に伴う後任に有村治峯氏を推薦したことの説明……………五

○知事 軍政府指令に基づき副議長長の選挙を行う旨の宣告……………五

○川井順英君（知事と副知事の關係及び議長の職務を行う知事の解釈に関する質疑）……………五

○坂 富積君（議員の中から副議長を選出することに
ついての発言）……………五

○知事 副議長に大野重隆君が当選したとの告知及び幹事の選挙を行う旨の宣告——幹事・記録係鬼塚眞臣君に決定……………五

○知事 諮詢委員の推薦についての経過説明と委員の推薦方法等について諮る……………五

○大野重隆君（委員の推薦は公開で行いたい旨の要望
発言）……………六

○坂 富積君（大野君に賛成するとの発言）……………六

○知事 委員の推薦協議は明日行うと宣告……………六

○知事 午前の審議を終了することを諮り、休憩宣告……………六

○知事 再開宣告、「北部南西諸島民政議会令」の議題を宣告し、審議方法について諮る……………六

○川井順英君（議案の基本である軍政令の解釈について
ても疑問を解明して欲しいとの発言）……………六

○川井順英君（知事の輔佐機関たる議會と諮問機関と……………六

<p>○川井順英君 (人民の代表機関たる議會への尊敬と信任は議會の行なう具体的政策的決定へも及ぶかとの質疑及び議會の決定を変更した場合はその理由を明らかにして貰いたいとの要望発言)……………七</p> <p>○川井順英君 (軍政府によって設置された議會と従来の經濟委員会及び法制改訂委員会との関係についての発言)……………七</p> <p>○坂 富積君 (軍政令第二条に定める集會についての質疑)……………八</p> <p>○坂 富積君 (會議規則に定める除名と軍政令に定める出席停止処分との異同についての質疑)……………八</p> <p>○知事 議會令第一条に対する異議について語る……………八</p> <p>○知事 第二条について説明の後、語る……………八</p> <p>○知事 第三条について説明の後、語る……………八</p> <p>○知事 十島村選出の永田文彦君を紹介……………八</p> <p>○大野重隆君 (第七条に規定する選挙区と議員の地区利益追求についての質疑)……………八</p> <p>○知事 第八条及び第九条に規定する歳費、旅費及び手当等について説明の後、語る……………九</p> <p>○大野重隆君 (定例会の回数と臨時會に關して規定することについての発言)……………九</p> <p>○坂 富積君 (定例会の回数を規定することについての発言)……………九</p>	<p>○鬼塚眞臣君 (定例会を招集することについての発言)……………九</p> <p>○吉松軍八君 (三月に定例会を招集することについての発言)……………九</p> <p>○大野重隆君 (定例会の招集時期は知事が各部と協議して決めて欲しいとの発言)……………九</p> <p>○坂 富積君 (記録係と幹事の役割を議會令に明記して欲しいとの発言)……………九</p> <p>○大野重隆君 (記録の保管についての質疑)……………一〇</p> <p>○鬼塚眞臣君 (記録の保管に關する発言)……………一〇</p> <p>○吉松軍八君 (議員の議事録署名についての発言)……………一〇</p> <p>○大野重隆君 (第二九条の懲罰に關する特別多数決についての質疑)……………一〇</p> <p>○坂 富積君 (出席停止についての質疑)……………二</p> <p>○大野重隆君 (軍政府令に規定する罰金及び禁錮についての質疑)……………二</p> <p>○坂 富積君 (政庁令と會議規則に定める懲罰規定についての質疑)……………二</p> <p>○知事 政庁令が諒解されたと宣告、會議規則及び傍聽人取締規則の各条について異議のない旨確認……………二</p> <p>○知事 議席の抽籤について宣告、議席の決定……………三</p> <p>○知事 散會の宣告……………三</p> <p>〔一月二十七日(金曜日)〕</p> <p>○知事 開議宣告……………三</p>
--	--

◎知事 政庁令第一四條幹事の任務に関する規定及び第一二條の議長の権限に関する規定を修正し、定例会は十二月に招集することにして民政議会規則及び民政議會傍聽人取締規則は決定したと宣告……………三

◎知事 議事録署名議員に一番（大野重隆君）と二番（禰清二君）を指名……………三

◎知事 各部署局長の所管事務現況報告の後これに対する質問を行う旨説明……………三

◎総務部長（吉田 嘉君） 政庁の機構の説明の後、総務部の組織及び所管事務の現況報告……………三

◎財政部長（重村 俊一君） 財政部の機構・所管事務、一九五〇年度予算、次年度予算及び復興予算の現況について報告……………一八

◎衛生部長（窪田 繁君） 衛生部の所管事務の現況及び衛生行政の方針について報告……………二三

◎農務部長（杉島 浩君） 農務部の機構、業務内容、業務現況及び施策について報告……………三九

◎文教部長（奥田 愛正君） 文教部所管事務の現況及び施策について報告……………三三

◎博物館長（大重 榮寛君） 社会教育及び文化事業の現況について報告……………三六

◎知事 休憩宣告……………四一

◎知事 再開宣告……………四一

◎公安部長（高田 基君） 公安部の機構及び所管事務……………四一

の現況について報告……………四一

◎通信部長（玉利 貞雄君） 通信部の機構及び所管事務の現況について報告……………四二

◎補給部長（大野 常忠君） 補給部新設の経緯、組織、定員及び所管事務の現況について報告……………四四

◎経済部長（屋田 基助君） 経済部の機構、所管事務の現況及び将来の計画について報告……………四五

◎工務部長（三原 友治君） 工務部の機構、所管事務の現況について報告……………四五

◎司法部長（笠井君） 司法部の機構、所管事務の現況及び将来の裁判所の独立について報告……………五五

◎知事 散会宣告……………五五

〔一月二十八日（土曜日）〕

◎知事 開議宣告、各部長の現況報告に対する質疑に入る旨の宣告……………五九

◎二番（禰 清二君）（奢侈品の販売禁止、輸入品に対する課税、鳥産輸出品の増産、ドルの交換率及び電力問題等についての質疑）……………六〇

◎二番（禰 清二君）（禁制品の取締り及び電力問題に関する要望発言）……………六一

◎九番（川井順英君）（郡経済の苦境を打開する方策についての質疑）……………六三

◎九番（川井順英君）（一九五一年復興予算についての質疑）……………六三

<p>◎九番 (川井順英君) (大島復興の爲の外資導入及び移民についての質疑) …… 六</p> <p>◎二番 (禰 清二君) (大島の経済状況に応じた生活をする事についての発言) …… 六</p> <p>◎二番 (禰 清二君) (戦前及び最近に於ける輸出入の統計作成についての要望発言) …… 六</p> <p>◎三番 (叶 實統君) (貿易再開に当つてのレートの設定、百合の増産、肥料の効率的使用、黒糖の国際競争力、砂糖キビの利用方法等についての質疑) …… 七</p> <p>◎二番 (禰 清二君) (農民の自立心向上についての発言) …… 七</p> <p>◎五番 (坂 富積君) (議事進行に関する発言) …… 七</p> <p>◎八番 (山下平志君) (戦災復興、経済復興、糖業振興及び保健衛生の向上についての要望発言) …… 七</p> <p>◎四番 (鬼塚眞臣君) (海運会社設立に伴う運賃負担についての質疑) …… 七</p> <p>◎五番 (坂 富積君) (農業技術指導のあり方についての発言) …… 七</p> <p>◎十番 (吉松軍八君) (補給部の軍に対する未払金についての質疑) …… 七</p> <p>◎十番 (吉松軍八君) (衣料品の配給についての質疑) …… 七</p> <p>◎三番 (叶 實統君) (砂糖消費税引下げについての要望発言) …… 七</p>	<p>◎知事 協議会に移り諮問委員の協議を行う旨宣告、協議の結果、諮問委員に肥後氏、久保井氏及び有村氏を推薦することに決定 …… 七</p> <p>◎九番 (川井順英君) (食糧の新価格についての質疑) …… 七</p> <p>◎十番 (吉松軍八君) (食糧配給の改善についての質疑) …… 七</p> <p>◎五番 (坂 富積君) (食糧の段階配給に於ける要救護者数の更新についての質疑) …… 七</p> <p>◎五番 (坂 富積君) (食糧配給基準の改善についての要望発言) …… 七</p> <p>◎三番 (叶 實統君) (官吏の待遇改善についての質疑) …… 七</p> <p>◎五番 (坂 富積君) (官吏の手当制度創設についての質疑) …… 七</p> <p>◎十番 (吉松軍八君) (判事の採用延期についての要望発言) …… 七</p> <p>◎五番 (坂 富積君) (司法及び警察行政についての要望発言) …… 七</p> <p>◎四番 (鬼塚眞臣君) (青少年問題についての質疑) …… 七</p> <p>◎五番 (坂 富積君) (思想問題への対応と科学的捜査についての質疑) …… 七</p> <p>◎十番 (吉松軍八君) (警察官の数を減らし待遇を改善することについての発言) …… 七</p> <p>◎五番 (坂 富積君) (警察官は増員すべきではないとの発言) …… 七</p>
--	---

◎十番 (坂 富積君) (司法と警察行政についての発言) …… 三	◎五番 (坂 富積君) (酒税の不正についての質疑) …… 四
◎一番 (大野重隆君) (議会運営についての発言及び郵便の運配についての質疑) …… 四	◎一番 (大野重隆君) (金融機関の預金利子引上げと銀行経営についての要望発言) …… 五
◎一番 (大野重隆君) (電話事業の改善についての要望発言) …… 六	◎二番 (鶴 清二君) (産業資金の貸付についての発言) …… 六
◎五番 (坂 富積君) (電報の遅配についての発言) …… 七	◎九番 (川井順英君) (税の徴収限度及び復興資金の貸付先についての質疑) …… 七
◎九番 (川井順英君) (郵便資金の貸付方法及び貸付先についての質疑) …… 八	◎九番 (川井順英君) (貸付資金を地方に割当てることについての要望発言) …… 七
◎十番 (吉松軍八君) (振替為替制度についての質疑) …… 八	◎九番 (川井順英君) (食糧を最低価格にすること、放出物資手数料の利益を地方に還元すること及び食糧関係の全琉球統一機構についての発言) …… 九
◎十番 (吉松軍八君) (教育委員会制度についての質疑) …… 八	◎五番 (坂 富積君) (世論は現行の自家酒造による酒税には否定的であるとの発言) …… 一〇
◎十番 (吉松軍八君) (教育委員会制度発足の時期についての質疑、大学の設置及び学校施設の充実についての要望発言) …… 九	◎八番 (山下平志君) (酒税に関して五番議員の意見と異なり現行のままではよいとの発言) …… 一〇
◎十番 (吉松軍八君) (内地に進学できるよう軍政官に陳情して貰いたいとの発言) …… 九	◎五番 (坂 富積君) (酒税制度についての発言) …… 一〇
◎五番 (坂 富積君) (学力向上についての質疑及び社会教育の充実についての要望発言) …… 九	◎三番 (叶 實統君) (砂糖消費税を引下げることについての質疑) …… 一〇
◎八番 (山下平志君) (教育委員会の設置、社会教育の充実、学校施設の改善等についての発言) …… 九	◎笠井 閉会宣告 …… 一〇
◎十番 (吉松軍八君) (所得税の免税点、酒税と酒の製造販売のあり方、放出物資手数料の増収方及び貯蓄奨励についての質疑) …… 九	
◎五番 (坂 富積君) (酒造税及び酒消費税の改正についての質疑) …… 九	

○第二回民政議会議事録

自 一九五〇年三月二十二日
至 一九五〇年三月二十八日

第二回民政議会議事録

〔三月二十三日(木曜日)〕

- 総務部長(吉田 嘉君) (以下氏名は省略) 開会宣告 …… 一〇〇
- 総務部長 「酒税に関する件」の議題宣告 …… 一〇〇
- 財政部長(重村 俊一君) 提案の趣旨説明 …… 一〇三
- 坂 富積君 (町村別の酒造免許許可件数の根拠及び四群島は同一の扱いかとの質疑) …… 一〇六
- 禱 清二君 (天城の醸造器具についての質疑) …… 一〇六
- 山下平志君 (酒造能力と免許石数についての質疑) …… 一〇七
- 吉松軍八君 (一九五〇年度に於ける業者の酒造総量についての質疑) …… 一〇七
- 川井順英君 (自家醸造廃止の方針と財政についての質疑) …… 一〇七
- 禱 清二君・叶 實統君 (税金を補填すれば自家醸造を廃止しなくてもよいかとの質疑) …… 一〇七
- 山下平志君 (前酒造年度と現年度の酒税額の違ひについての質疑) …… 一〇七
- 山下平志君 (自家醸造に反対し、酒税を滞納してい

る地区についての質疑) …… 一〇七

○吉松軍八君 (酒税については協議会の後本会議で審

議すること及び知事の施政方針、一九五一年度予算の説明等を受け討議したいとの議会運営についての発言) …… 一〇八

○大野重隆君 (酒の消費予想と予算額についての質疑) …… 一〇八

○経済部長(屋田 基助君) 「宅地地料、家賃協定価格設定の件」について趣旨説明 …… 一〇八

○禱 清二君 (採算のとれる家賃を調査することについての質疑) …… 一一〇

○禱 清二君 (市街地に於ける土地利用の制限についての質疑) …… 一一〇

○吉松軍八君 (低物価を廃止した際の革命令を明らかにして欲しいとの発言) …… 一一〇

○知事(中江賢孝君) (以下氏名は省略) 休憩宣告 …… 一一〇

○知事 協議会開会宣告 …… 一一〇

○知事 散会宣告 …… 一一〇

〔三月二十四日(金曜日)〕

○知事 開議宣告 …… 一一二

○知事 地代家賃統制令の骨子、昨日の協議会の協議結果を基に作成した案について説明 …… 一一二

○吉松軍八君 (案は再度作り変えたいとの発言) …… 一一二

○吉松軍八君 (知事の職権による指示に家主が従わな

い場合の処分についての質疑) ……………	二三	○鬼塚眞臣君 (最高価格を制限しているのであり、裁判上の調停価格を地代、家賃と見做すと規定しても効果はないとの発言) ……………	二四
○吉松軍八君 (この法令は上限を定めてあるが、その範囲内での争いは解決されないとの発言) ……………	二三	○川井順英君 (見做すとの規定は入れても入れなくとも実際面では差支えないとの発言) ……………	二四
○川井順英君 (土地の評価額に関する争いが起こることが予想されるため、段階評価区分と時価によりたいとの発言) ……………	二三	○川井順英君 (第七条は原案通り活かして第一項は別に研究したいとの発言) ……………	二四
○川井順英君 (八項目を活かして欲しいとの発言) ……………	二三	○坂 富積君 (家主、地主を取締る条項を別に設ける必要はないとの発言) ……………	二五
○川井順英君 (時価については委員会を設けてそこで決定或いは修正したいとの発言) ……………	二三	○吉松軍八君 (権利金及び仲介手数料に関する条項の取扱いについての発言) ……………	二五
○坂 富積君 (最高限度の範囲内で調停されたものは時価と見做すとの規定は入れるべきとの発言) ……………	二三	○山下平志君 (権利金に関する条項は特殊な場合にはなく一般的な場合を想定すべきとの発言) ……………	二五
○大野重隆君 (法律は簡潔がよいとの発言) ……………	二三	○川井順英君 (時価の決定は当事者に委せず、第三者による決定を知事が認める方法によるべきとの発言) ……………	二五
○坂 富積君 (法制委員会決定したらどうかとの発言) ……………	二三	○吉松軍八君 (時価の決定は大きな問題があり時間を要するので修正案の通り実施したいとの発言) ……………	二六
○川井順英君 (統制令の趣旨は最高を抑えることにあ るが、その枠内の争いについて裁判上の調停が成 立した場合のことも考慮する必要があるとの発言) ……………	二三	○川井順英君 (時価の比較対照ができない場合は地主が協定して上げることがあるので、ここで抑えなければいけないとの発言) ……………	二六
○大野重隆君 (裁判上の和解調停が成立すれば時価評 価が決定されるので特に規定する必要はないとの 発言) ……………	二四	○山下平志君 (時価は知事の認可を要するからそのま までよいとの発言) ……………	二六
○川井順英君 (裁判の効力を認めるような定めが必要 であるとの発言) ……………	二四	○川井順英君 (時価の隣地比較ができなくても実際の よいとの発言) ……………	二四
○坂 富積君 (時価と見做すとの規定を活かした方が よいとの発言) ……………	二四		

取扱いに於いて当局者に要求してそれが容れられるならよとの発言)……………二六

◎大野重隆君 (土地は現に売買されその評価額には相場があり、地主が高値を押付けた場合は評価委員の機能を発動させる方法があるとの発言)……………二六

◎川井順英君 (地主と借主が対立しているが、最初は経済的な比較という見地から取扱うべきだとの発言)……………二七

◎大野重隆君 (第三者に評価させるのは理想であるが、時日経費を要するので一応この儘実施したいとの発言)……………二七

◎川井順英君 (評価委員会で地主、借主、中立の委員の意見が対立した場合についての質疑)……………二七

◎知事 休憩宣告……………二七

◎知事 再開宣告、午後の会議を休むため大野副議長が代つて議事を進めるとの発言……………二七

◎副議長(大野重隆君) (以下氏名は省略) 議事進行に關する発言……………二七

◎吉松軍八君 (第十一條は設けない方がよいとの発言)……………二七

◎川井順英君 (銀行利子と貸貸価格との関連及び統制令が時価に与える影響についての発言)……………二七

◎副議長 地代家賃統制令の採決―修正議決、土地家屋評価委員会規則の議題宣告……………二八

◎山下平志君 (土地家屋評価委員会規則は法制課に委

ねたらどうかとの発言)……………二九

◎川井順英君 (細部については研究したいとの発言)……………二九

◎副議長 第二項の委員の選任方法、委員会の構成について決定し、後は当局に任せることについて諮り附則の骨子を決定宣告……………二九

◎禮 清二君 (法令施行に伴い逆効果を生じた場合は改廃すること及び土地使用制限法の立案準備を進めて欲しいとの発言)……………二九

◎副議長 散会宣告……………三〇

[三月二十五日(土曜日)]

◎知事 開議宣告……………三三

◎知事 「酒造税について」の議題宣告……………三三

◎税務署長(里原君) 所得税の歎願書についての経緯を説明……………三三

◎知事 休憩宣告……………三三

◎知事 再開後協議会に移し秘密会にすることを宣告……………三三

[三月二十七日(月曜日)]

◎知事 開議宣告……………三三

◎知事 予算説明の後、財源について検討願いたいとの発言……………三三

◎財政部長(重村 俊一君) 予算の概要について説明……………三三

<p>◎ 禱 清二君 (食糧関係の株式会社設立は革命令かとの質疑)……………三六</p> <p>◎ 禱 清二君 (町村の手数料についての質疑)……………三六</p> <p>◎ 禱 清二君 (食糧株式会社営業品目及び大島は現状とすることについての質疑)……………三六</p> <p>◎ 禱 清二君 (官営の民間移転は原則としてよいが、大島にとって適切な時期かどうか、又食糧株式会社組織について研究する必要があるとの発言)……………三七</p> <p>◎ 大野重隆君 (船舶運営、自動車運営及び企業免許の繰入金についての質疑)……………三七</p> <p>◎ 鬼塚眞臣君 (組織の改廃と予算編成についての発言)……………三七</p> <p>◎ 禱 清二君 (復興予算額についての質疑)……………三七</p> <p>◎ 禱 清二君 (昨年度の徴税高及び実収高についての質疑)……………三六</p> <p>◎ 大野重隆君 (昨年度の徴税についての質疑)……………三六</p> <p>◎ 禱 清二君 (本年度の所得税率についての質疑)……………三六</p> <p>◎ 禱 清二君 (歳入欠陥を大衆税である酒税で補うのは疑問である。所得税を考慮すべきとの発言)……………三六</p> <p>◎ 鬼塚眞臣君 (食糧会社を対象とする増税についての発言)……………三六</p> <p>◎ 鬼塚眞臣君 (同君の前出の発言に関連する発言)……………三六</p> <p>◎ 禱 清二君 (日用雑貨品の入札についての質疑)……………三六</p>	<p>(三月二十八日(火曜日))</p> <p>◎ 鬼塚眞臣君 (日用雑貨に関する諮問に対する意見の表明)……………三〇</p> <p>◎ 知事 「酒税について」の議題宣告……………三〇</p> <p>◎ 吉松軍八君 (業者による酒造量予想高、原料となる主食の消費、未成年者の飲酒、良質酒の醸造、酒税による歳入の確保等についての発言及び原始的製造器具による酒造に賛意を表明)……………三〇</p> <p>◎ 知事 休憩宣告……………三三</p> <p>◎ 税務署長 税制改正について説明……………三三</p> <p>◎ 副議長 税制問題を協議会で協議するかを諮り、本会議で議論することに決定……………三三</p> <p>◎ 吉松軍八君 (全琉球的税制改革に向けての改革案についての質疑)……………三三</p> <p>◎ 吉松軍八君 (所得税改正の必要性、科学的基準に基づく徴収内規の作成についての発言及び生産地である大島に於ける砂糖消費税徴収についての質疑)……………三三</p> <p>◎ 吉松軍八君 (将来の産業発展の上からも砂糖消費税に反対であるとの意見表明)……………三三</p> <p>◎ 吉松軍八君 (砂糖消費税に代わる歳入の途を政庁と議会が協力して見出したとの発言)……………三三</p> <p>◎ 禱 清二君 (琉球一円の税制がしかれることに対する政庁の見解についての質疑)……………三三</p> <p>◎ 禱 清二君 (経済条件の違いがあるので大島独自の</p>
---	--

税制について研究して貰いたいとの発言)……………三二

◎吉松軍八君 (大島が独立して予算を編成するより一つの体系に入った方がよいとの発言)……………三七

◎吉松軍八君 (復興予算の獲得について及び軍政府を欺瞞することは信用を失うとの発言)……………三七

◎禱 清二君 (軍政府を欺瞞するとの言葉は取消して貰いたいとの発言)……………三九

◎吉松軍八君 (発言を取消すとの発言)……………三九

◎吉松軍八君 (復興予算の要求案、一般予算資料要求及び食糧公団の設立問題は従来通りにして貰いたいとの発言)……………三九

◎吉松軍八君 (企業免許を毎年更新する理由、自由貿易港指定、奄美海運会社の内容、陸運行政についての質疑及び百合の直輸出についての発言)……………三九

◎吉松軍八君 (百合を大島から直接輸出することについての要望発言)……………四一

◎禱 清二君 (袖産業の復興、アメリカの社会政策的な施設の調査及び事業資金を軍政府や日本内地から導入することについての発言)……………四一

◎鬼塚眞臣君 (教育及び警察関係の予算についての発言)……………四三

◎禱 清二君 (砂糖税と農業助成金、教育費及び警察費の補助、負担についての発言)……………四三

◎禱 清二君 (大島の経済振興のための復興予算計上……………四三

についての発言)……………四四

◎川井順英君 (大島の水産業に対し琉銀が融資を渋っている理由についての質疑)……………四四

◎吉松軍八君 (沖繩の状況を把握するため議員を派遣して調査させて欲しいとの発言)……………四四

◎大野重隆君 (教育費だけは何とかして貰いたいとの発言)……………四四

◎大野重隆君 (食農庁や郵政庁等全琉組織に優秀な人材を大島から派遣するための待遇改善、米軍に大島を理解させるための交際費の増額についての発言及び失業者を計画的に沖繩に送り出すことについての質疑)……………四四

◎大野重隆君 (沖繩への出張旅費及び政庁の宣伝費についての発言)……………四六

◎山下平志君 (電灯設備のない村への軍政府からの補助についての質疑)……………四七

◎知事 閉会宣告……………四七